



厚生発 0131 第 6 号  
令和 6 年 1 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )

特殊病室施設整備事業実施要綱の一部改正について

標記事業については、平成 7 年 6 月 5 日付け健医発第 716 号各都道府県知事  
あて厚生省保健医療局長通知の別紙「特殊病室施設整備事業実施要綱」により  
行われているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正  
し、令和 6 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。

(予算成立が 4 月 2 日以降である場合は予算成立日)

特殊病室施設整備事業実施要綱 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">特殊病室施設整備事業実施要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 事業の実施主体 (略)</p> <p>3. 整備基準 (1) (略)</p> <p>(2) この事業でいう無菌室とは、次の設備を有する病室であること。 ・空気清浄度を <u>ISO クラス 6 以上</u> に保つために必要な設備 ・非常電源と接続されている電気設備</p> <p>4. その他の留意事項 (略)</p>	<p style="text-align: center;">特殊病室施設整備事業実施要綱</p> <p>1. 目的 (略)</p> <p>2. 事業の実施主体 (略)</p> <p>3. 整備基準 (1) (略)</p> <p>(2) この事業でいう無菌室とは、次の設備を有する病室であること。 ・空気清浄度を <u>一〇〇クラス以下</u> に保つために必要な設備 ・非常電源と接続されている電気設備</p> <p>4. その他の留意事項 (略)</p>

〔別紙〕

## 特殊病室施設整備事業実施要綱

### 1 目的

この事業は、骨髄移植施設等において骨髄移植の実施に必要な無菌室を整備するための施設整備を行い、もって血液難病患者等の根治的治療である骨髄移植の実施体制を整えることを目的とする。

### 2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県、市町村又は厚生大臣が認める者とする。

### 3 整備基準

- (1) 骨髄移植施設等とは、都道府県の整備計画等に基づき、都道府県の要請を受けた医療機関であること。
- (2) この事業でいう無菌室とは、次の設備を有する病室であること。
  - ・空気清浄度を ISO クラス6以上に保つために必要な設備
  - ・非常電源と接続されている電気設備

### 4 その他の留意事項

無菌室を整備する場合は、骨髄移植医療に従事する医師、看護婦等職員の確保を充分考慮するものとする。